

はじめに（検討の目的・方向性等）

- 近年の自然災害による被害状況を踏まえ、都内発災時でも、災害拠点病院・災害拠点連携病院が病院機能を維持し、確実に医療を提供できるよう、東京都災害医療協議会の部会として設置
- 委員構成：災害医療コーディネーター、災害拠点病院・災害拠点連携病院の医師等の外、ライフライン事業者等の有識者等

検討の方向性

停電や断水など災害時に起こり得る特殊な環境下において、病院機能を維持できるようにするために、必要な取組を検討

- 開催日程及び主な議事内容

| | | |
|-----|-------------|--------------------|
| 第1回 | 平成30年12月27日 | 災害による被害状況等から見えた課題等 |
| 第2回 | 平成31年1月30日 | 機能強化のための取組の方向性 |
| 第3回 | 平成31年3月6日 | 中間のまとめ |
| 第4回 | 平成31年4月23日 | 実態調査の内容等 |
| 第5回 | 令和2年1月15日 | 非常用電源で確保すべき電力、備蓄等 |
| 第6回 | 令和2年3月24日 | 検討のまとめ |

第1-1 災害拠点病院・災害拠点連携病院が確保すべき機能

- 病院の役割分担に基づく重層的な災害医療体制を引き続き維持しながら、大規模化かつ頻発化する自然災害に適切に対応するための最低限必要な設備等の要件を明確にした上で、設備導入等のハード対策を推進
- ハード対策と併せてBCP策定等によるソフト対策も一体的に推進することが重要（東京都は、既存の「都BCP策定ガイドライン」を改定し、内容の充実を図る必要）

◆ 災害拠点病院

- ・ 救護所との円滑な連携のもとに、主に重症者の収容（入院）・治療を担い、概ね3日程度、病院機能を維持するための設備等を保有・確保すべき
- ・ 国の指定要件を基本に、「通常時の6割程度の発電容量と3日分程度の備蓄燃料を確保」「3日分の水を確保（3日分の容量の受水槽等を整備することが望ましい）」

◆ 災害拠点連携病院

- ・ 災害拠点病院と連携し、主に中等症者や容態の安定した重症者を受入れ、概ね3日程度、病院機能を維持できる設備等を保有・確保することが望ましい。
- ・ 「通常時の5割程度の発電容量と3日分程度の燃料」「3日分程度の水」を確保することが望ましい

第1-2 病院に求められる防災機能の強化策 凡例：★取組の方向性 ○具体の取組イメージ

| | | |
|--|---|---|
| (1) 停電対策 | (4) 風水害対策 | (7) 雪害対策 |
| <p>★ 大規模停電発生時、電気の復旧まで病院機能を維持をできる自家発電機等の整備と、一定量の燃料備蓄等を推進</p> <p>○ 病院機能を維持できる3日分程度の燃料備蓄等、燃料供給機関との協定締結や備蓄燃料以外の発電システムの導入促進</p> | <p>★ 病院内への浸水防止及び自家発電機等の上層階設置や、電気回路が濡れないような浸水対策の推進、強風による建物被害等への対策（病院外周等の定期的な点検など）</p> <p>○ 都BCPガイドラインに浸水対策等の参考例の記載に合わせ、引き続き、対応策を検討</p> | <p>○ 道路の積雪や凍結による患者搬送等への影響や流通の停滞等に備え、融雪剤等の備蓄、給食材料等の配送遅延への備え</p> |
| (2) 断水対策 | (5) 下水・排水対策 | (8) 落雷対策 |
| <p>★ 断水発生から3日間程度、病院機能を維持できる水の確保策を推進</p> <p>○ 受水槽や井戸の整備、地震発生直後の濁り水に対する点検や対処方法などを都BCPガイドラインへ反映</p> | <p>○ 病院敷地内における排水管等の接続部分の耐震化の推進や、仮設トイレや簡易トイレ等の計画的な導入を推進</p> | <p>○ 落雷に伴う過大電流による医療機器の故障等を防ぐため、サージ防護対応の医療機器の導入を推奨</p> |
| (3) 食料や飲料水、医薬品等の備蓄 | (6) 地震揺れの対策 | (9) 傷病者の受入体制の強化 |
| <p>○ 3日分程度の食料や飲料水・医薬品等の備蓄、地域の食料等供給機関との協定締結の促進</p> <p>○ 協定締結について、導入促進を図るため都BCPガイドラインに参考例等を新たに記載</p> | <p>★ 低層階・高層階の病院の建物構造上の違いに応じた揺れ対策の推進</p> <p>○ 都BCPガイドラインに地震の揺れ対策の参考例などを記載し、病院の実情に応じたBCPの策定を推進</p> | <p>○ 傷病者の受入訓練を定期的実施し、病院における対処要領等の検証、見直しを図ることが重要</p> |
| | | (10) BCPの策定等 |
| | | <p>★ 災害時に医療が確実に提供できるよう、病院それぞれの役割に応じた機能維持のための複合的な方策が盛り込まれた事業計画を策定</p> <p>○ 都BCPガイドラインの内容を見直し、都内病院へ広く周知し、実効性のあるBCP策定を支援</p> |

第2 対策の推進

- 災害時にも病院機能を維持するとともに、都の災害医療体制の充実強化を図るためには、病院や医療関係団体、行政機関等、多くの関係者が連携、協力しながら様々な対策を講じていくことが重要
- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院については、災害時にそれぞれの役割を十分に担えるよう、対策を講じていく上で必要な備えや設備などの望ましい体制等を指定要件に明示し、また、各病院の取組が推進されるよう都としても必要な支援を講じていくことも重要

1 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の指定要件の改正

- ◎ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の運営要綱等の改正
- ◎ 改正した要綱・支援策等について、都内病院関係者に対し取組が推進されるよう、説明会等の機会を捉え広く周知

2 「都BCP策定ガイドライン」の改定

- ◎ 都BCPガイドラインに、病院の規模や機能に応じた備蓄量等の例示、風水害対策を盛り込むなど、災害拠点病院に加え、災害拠点連携病院向けのガイドラインを作成するなど、内容の一層の充実を図るべき